

～大切なお知らせ～

令和6年10月分（12月支給）より児童手当の制度が一部変更になります。

※支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。
必ず裏面の申請手続きについてご確認ください。

1. 制度改正内容

① 支給対象年齢拡大

18歳まで(平成18年4月2日以降生まれ)の児童(以下、高校生年代以下児童と表記)がいる世帯が支給対象となります。

② 所得制限撤廃

上記①に該当する全世帯が児童手当の支給対象となります。

③ 多子加算の拡充

第3子以降の児童は、児童一人当たり支給額が**一律3万円**になります。

④ 算定児童の年齢拡充

多子加算のための算定児童が18歳～22歳(平成14年4月2日生まれ～平成18年4月1日生まれ)の児童(以下、大学生年代児童と表記)となります。

⑤ 支給月が2か月に1回

児童手当の支給月が**2月、4月、6月、8月、10月、12月**となります。

2. 支給額

児童の年齢	支給金額(一人当たり月額)	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上～高校生年代	10,000円	

3. 申請期限

令和6年9月末まで



なお、申請期限を過ぎても令和7年3月31日まで(必着)に申請があった場合は、支給月は遅れますが、令和6年10月分から遡って支給します。令和7年4月1日以降の申請となる場合は申請月の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。

■ お問い合わせ先 菰野町役場子ども家庭課 子ども政策係
059-391-1227 (受付時間:平日8:30～17:15)

4. 申請対象者

裏面

菰野町から児童手当(特例給付)を受給していますか？

はい

いいえ

(公務員の方は職場にお問い合わせください)

大学生年代児童(表面の④)に該当)があり、3人以上のきょうだいがいますか？

大学生年代児童(表面の④)に該当)がいますか？

はい ↓

いいえ ↓

申請必要
(下記Aへ)

はい ↓

いいえ ↓

申請不要

高校生年代以下児童が算定児童として含まれている世帯や、第3子以降の児童がいる世帯、特例給付を受給している世帯で増額対象となる場合は、手続き不要で増額とし、令和6年12月の支給日までに額改定の通知書を送付します。

高校生年代以下児童(表面①)に該当)が同居していますか？

高校生年代以下児童(表面①)に該当)が同居していますか？

はい ↓

いいえ ↓

申請必要
(下記Bへ)

申請必要
(下記Cへ)

はい ↓

いいえ ↓

申請必要
(下記Dへ)

申請必要
(下記Eへ)

5. 児童手当の申請手続き

下記の書類を、本人確認書類とマイナンバーカード(もしくはマイナンバーが記載された住民票)をご持参の上、菰野町役場1階子ども家庭課窓口まで提出してください。

(詳細はホームページをご覧ください。)

提出書類	A	B	C	D	E
認定請求書		○	○	○	○
額改定認定請求書	○				
別居監護申立書 (住民票を別にする児童分)			○		○
監護相当・生計費の負担についての確認書	○	○(※)	○(※)		

※監護相当・生計費の負担についての確認書は、3人以上のきょうだいがいない場合は不要です。